

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 求職中のアルバイト 基本手当は？ —

Q: 当社のアルバイト募集に基本手当受給中の方が応募してられました。アルバイトの期間は3日間だけで正社員募集ではないことを伝えると「ハローワークにはきちんと申告します」とのことでしたが、求職中にアルバイトをすると基本手当は支給されなくなるのではないのですか？

A: 雇用保険の基本手当を受給するには失業の認定を受ける必要がありますが、認定を受けようとする期間中のアルバイト等については次のような取り扱いになっています。

1. 就職した日

ここで言う“就職”は雇用や請負、委任・自営等で、原則として1日の労働時間が4時間以上のもので、現実の収入の有無を問わず、その日については失業の認定は行われません。

2. 自己の労働による収入を得た場合

“自己の労働による収入”とは上記の“就職”に該当しない短時間の就労等による収入で、原則として1日の労働時間が4時間未満のもので、失業認定にあたっては、賃金日額の80%と「1日あたりの収入(控除額あり)」(=★)を基準に、下記の通り基本手当が調整されます。

- ①基本手当日額+★≤賃金日額×80%
…減額はなく全額支給
- ②基本手当日額+★>賃金日額×80%
…超えた額の分を減額して支給
- ③★>賃金日額×80%…不支給

1. や 2. ③の日については支給が受けられませんが、所定給付日数がその日数分減らされるわけではないので、アルバイト等をした時は面倒でも必ずハローワークに申告なさって下さい。



協会けんぽより お知らせ

- 事務負担軽減の目的から、事業主経由で提出される
- 被保険者証再交付申請書
 - 高齢受給者証再交付申請書
 - 高齢受給者基準収入額適用申請書
 - 被保険者証回収不能届

について、下記の手続きが行われている場合には、本人署名又は押印が省略可能となります。

【申請者(被保険者)本人が届出の記載を行う場合】
申請者本人が届出の記載を行った旨を届出の備考部分等に記載する。

【事業主が届出の記載を行う場合】

申請者(被保険者)本人に対し、届出の記載に誤りがないか確認を求め、申請者(被保険者)が内容について確認した旨を届出の備考部分等に記載する。

最近のニュースから

年度内にも高齢者の労災防止にガイドライン

厚生労働省は、働く高齢者の増加に対応するため、高齢労働者の健康管理や業務上の配慮などについて対応を検討し、ガイドラインとして2019年度内にまとめる方針。60歳以上の労働者数は全体の2割近くを占めるようになり、休業4日以上死傷災害のうち26%が60歳以上の高齢労働者によるものとなっている。

厚労省調査 障害者900人が職場で虐待

厚生労働省のまとめによると、職場の上司や雇用主から虐待を受けた障害者は2018年度で900人に上ることがわかった。調査は通報や情報提供があった全国1,656事業所を対象に、都道府県労働局が直接訪問するなどして事実確認したもの。虐待の種類別では、不当な低賃金で働かせる「経済的虐待」が791人と最多で、暴言などの「心理的虐待(92人)」、「身体的虐待(42人)」が続いた。